

第四期
特定健康診査等実施計画

三井E & S健康保険組合

2024年 4 月

背景及び趣旨

特定健康診査・特定保健指導の制度は「医療制度改革大綱」において、生活習慣病有病者や予備軍を減少させることによって、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされたのが発端である。この考え方を踏まえて、生活習慣病予防の徹底を図るため、2008年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられた。

なお、同法律の第19条により、6年（第一期及び第二期は5年）ごとを一期として特定健康診査等実施計画を定めることとされている。2008年度に開始されてから、2013年度からの第二期、2018年度からの第三期を経て、本計画は2024年度から2029年度を第四期として、当組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

当組合の現状

当組合は、三井E&Sグループ会社とその関連会社が加入している健康保険組合である。

2024年4月1日時点の事業主数は16カ所、被保険者数は5,464名となり、岡山地域の居住者が全体の約5割、東京・千葉地域が2割、大分地域で1割である。当組合に加入している被保険者の平均年齢は42.2歳で、男性が全体の約9割を占める。

被保険者の特定健康診査については、労働安全衛生法に基づき事業主が実施する定期健康診断と併せて実施、もしくは当組合が実施する人間ドックの中で実施している。被扶養者、任意継続被保険者については、当組合が実施する「一般健診（施設健診・巡回健診）」、もしくは人間ドックの中で実施している。被保険者の健診データについては、当該事業主と健康保険組合で共有しており、再検査・精密検査等の指導は、各事業主の産業医が実施している。2022年度の特定健康診査の受診数は、被保険者2,668人（95.6%）・被扶養者821人（61.1%）である。

第四期特定健康診査・特定保健指導の主な見直し内容

第四期特定健康診査・特定保健指導ではアウトカムが重視され、主に以下の内容が見直しとなった。

1 特定健康診査

- （1） 特定健康診査の基本的な項目及び運用は維持し、新しい健診項目・手技の追加は行わない。ただし、中性脂肪に関する保健指導判定値、階層化に用いる数値基準を変更する。
- （2） 特定健康診査の質問項目については、喫煙、飲酒（頻度・量）、保健指導に関する項目を修正する。

2 特定保健指導

- （1） モデル実施の結果を踏まえ、特定保健指導の実績評価にアウトカム評価を導入する。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とする。また、生活習慣を改善するための行動変容が目的であることを踏まえ、食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣、その他の生活習慣の2

ヶ月以上の改善、腹囲2cm・体重2kg減の過程である腹囲1cm・体重1kg減を目標として設定する。

(2) 従来と同じく180ポイントで特定保健指導終了とするが、アウトカム評価、プロセス評価を合わせた評価とする。

(3) ICTを活用した特定保健指導、特定健康診査終了後の早期初回面接実施を促進する。

* 引用：データヘルス計画作成の手引き <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061273.html>

I 達成目標

1 達成目標における基本方針

国が示す第四期計画における達成目標については、第三期計画と同様で、特定健康診査実施率70%以上、特定保健指導実施率45%以上、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率25%以上（2008年度比）とされているが、保険者全体で目標値を達成するため、単一健保は特定健康診査実施率90%以上（第三期も同様）、特定保健指導実施率60%以上（第三期は55%以上）となった。当組合の目標については、第四期計画における6ヶ年で国の目標値を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げることとして計画する。

【国の特定健康診査 実施率目標】

	保険者全体	単一健保
第4期	70%以上	90%以上
(参考)第3期	70%以上	90%以上

【国の特定保健指導 実施率目標】

	保険者全体	単一健保
第4期	45%以上	60%以上
(参考)第3期	45%以上	55%以上

2 当組合の達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

【当組合の特定健康診査 実施率（目標）】

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の目標
被保険者	99%	99%	99%	99%	99%	99%	—
被扶養者＋任意継続被保険者	45%	50%	55%	60%	65%	70%	—
全体	82%	84%	85%	87%	88%	90%	90%

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を60.0%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

【当組合の特定保健指導 実施率（目標）】

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の目標
被保険者	40%	45%	50%	55%	60%	65%	—
被扶養者＋任意継続被保険者	22%	28%	34%	41%	47%	52%	—
全体	35%	40%	45%	50%	55%	60%	60%

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

【内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備群の割合】

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
該当者及び予備群（全体）	32%	31%	30%	29%	28%	27%

【特定保健指導対象者割合】

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全体	19%	18%	17%	16%	15%	14%

II 対象者数

1 対象者数及び実施率（目標）に対する実施者数

(1) 特定健康診査の対象者数及び実施者数

(ア) 被保険者

(単位：人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者数	2,968	3,109	3,253	3,403	3,552	3,700
目標実施率	99%	99%	99%	99%	99%	99%
目標実施者数	2,938	3,078	3,220	3,369	3,516	3,663

(イ) 被扶養者・任意継続被保険者

(単位：人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者数	1,315	1,362	1,400	1,449	1,492	1,516
目標実施率	45%	50%	55%	60%	65%	70%
目標実施者数	592	681	770	869	970	1,061

(ウ) 全体

(単位：人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者数	4,283	4,471	4,653	4,852	5,044	5,216
目標実施率	82%	84%	85%	87%	88%	90%
目標実施者数	3,530	3,759	3,990	4,238	4,486	4,724

2 保健指導の対象者数及び実施者数

(1) 被保険者

(単位：人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
特定健診目標実施者数	2,938	3,078	3,220	3,369	3,516	3,663
(2022年度)対象者割合	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%
特定保健指導対象者数	661	693	725	758	791	824
目標実施率	40%	45%	50%	55%	60%	65%
目標実施者数	264	312	363	417	475	536

※被保険者の特定保健指導対象者数は、当組合における実績(2022年度)を基に、積極的および動機づけ支援の対象者割合を22.5%とみなし、「特定健診目標実施者数×22.5%×目標実施率」にて算出

(2) 被扶養者・任意継続被保険者

(単位：人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
特定健診目標実施者数	1,315	1,362	1,400	1,449	1,492	1,516
(2022年度)対象者割合	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%
特定保健指導対象者数	113	117	120	125	128	130
目標実施率	22%	28%	34%	41%	47%	52%
目標実施者数	25	33	41	51	60	68

※被扶養者・任意継続被保険者の特定保健指導対象者数は、当組合における実績(2022年度)を基に、積極的および動機づけ支援の対象割合を8.6%とみなし、「特定健診目標実施者数×8.6%×目標実施率」にて算出

(3) 全体

(単位：人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
特定健診目標実施者数	4,283	4,471	4,653	4,852	5,044	5,216
(2022年度)対象者割合	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%
特定保健指導対象者数	827	863	898	936	973	1,007
目標実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
目標実施者数	289	345	404	468	535	604

※被保険者の特定保健指導対象者数は、当組合における実績(2022年度)を基に、積極的および動機づけ支援の対象者割合を19.3%とみなし、「特定健診実施者数×19.3%×目標実施率」にて算出

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 実施方法

(1) 特定健康診査

(ア) 被保険者

労働安全衛生法第66条に基づき事業主が健康診断を実施し、実施健診機関もしくは事業主から健診結果を受領することで特定健康診査を実施したものとする。また、被保険者が人間ドックを受診した場合は、特定健康診査を実施したものとする。

(イ) 被扶養者・任意継続被保険者

当組合が契約する外部機関の提携する健診機関にて、一般健診（施設健診・巡回健診）、もしくは人間ドックで特定健康診査を実施する。また、パート先等の勤務先で特定健診項目を含む健康診断を受診し、当該結果を当組合が入手した場合に特定健康診査を実施したものとする。

(2) 特定保健指導

被保険者、被扶養者ともに、当組合が契約する外部機関に委託し実施する。

2 特定健康診査実施項目

実施項目は、省令・告示にて定められている以下の項目とする。

- ① 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長・体重及び腹囲の検査
- ④ BMI（ $BMI = \text{身長 (kg)} / \text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)}$ ）の測定
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 肝機能検査（GOT、GPT及び γ -GTP）
- ⑦ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロール（Non-HDKコレステロール）
- ⑧ 血糖検査（空腹時血糖またはHbA1cまたは随時血糖※1）
- ⑨ 尿検査（尿糖及び尿蛋白）
- ⑩ 詳細な健診項目

医師の判断により受診しなければならない項目（貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFR））

※1 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことができる。

3 実施時期

(1) 特定健康診査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	3月
本社（築地・千葉）地区	→						
玉野地区						→	
大分地区			→				
他 関連会社						→	
被扶養者・任意継続被保険者		→	→	→	→	→	→

(2) 特定保健指導

【初回面談スケジュール】

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月
本社（築地・千葉）地区	→	→					
玉野地区			→	→	→	→	
大分地区			→				
他 関連会社						→	
被扶養者・任意継続被保険者		→	→	→	→	→	→

4 委託の有無

(1) 特定健康診査

(ア) 被保険者

事業主が実施する定期健康診断時に併せて実施するよう事業主に依頼する（外部機関への委託はない）。人間ドックについては、ウィーメックス㈱に委託する。

(イ) 被扶養者、任意継続被保険者

ウィーメックス㈱に委託する。

(2) 特定保健指導

被保険者、被扶養者ともに標準的な健診保健指導プログラムに基づき実施し、外部機関に委託する。委託先については、過去の実績等に基づき決定する。

【2023年度 委託先一覧】

委託先	メインとなる指導内容
㈱保健支援センター	食生活改善
㈱ベネフィット・ワン セイコーエプソン㈱	運動習慣改善
おおいた健診センター	食生活改善
㈱サンプリ	食生活改善
㈱エス・エム・エス	女性特有の課題に特化

5 周知・案内方法

(1) 特定健康診査

(ア) 被保険者

当組合から事業主へ依頼する。人間ドックについては、当組合ホームページに案内を掲載する。

(イ) 被扶養者、任意継続被保険者

ウィーメックス㈱から対象者の自宅へ案内冊子を送付のほか、当組合ホームページに案内を掲載する。

(2) 特定保健指導

(ア) 被保険者

当組合から対象者へ案内する。

(イ) 被扶養者、任意継続被保険者

委託先から対象者へ案内する。

6 受診方法

(1) 特定健康診査

(ア) 被保険者

事業主が実施する定期健康診断に併せて実施されるため、定期健康診断の実施要領により受診する。人間ドックについては、各自ウィーメックス㈱へ申込みを行い、受診する。

(イ) 被扶養者、任意継続被保険者

自宅に届いたウィーメックス㈱の案内冊子に沿って、各自申込みを行い、受診する。

(2) 特定保健指導

(ア) 被保険者

当組合から対象者へ案内文書・参加申込書が送付されるので、参加申込書を当組合へ返送する。その後、委託先から対象者の自宅へ案内冊子が届き、面談の予約をとる。

(イ) 被扶養者、任意継続被保険者

委託先から対象者へ案内冊子が届き、面談の予約をとる。

7 結果データの収集方法

(1) 特定健康診査

(ア) 被保険者

特定健康診査の結果を、事業主または健診機関より電子データ等で随時受領のうえ、当組合の健診管理システムに登録する。

(イ) 被扶養者、任意継続被保険者

ウィーメックス㈱から電子データを随時受領のうえ、当組合の健診管理システムに登録する。

(2) 特定保健指導

被保険者、被扶養者ともに委託先から電子データを随時受領のうえ、当組合の健診管理システムに登録を行う。

(3) 保管期間

保管期間は5年間とする。また、保管期間を経過した際は、当組合の個人情報保護管理規程に沿って適切に廃棄する。

IV 個人情報の保護

当健康保険組合は、三井造船E & S健康保険組合の「情報セキュリティ基本方針並びに個人情報保護管理規程」等、個人情報に関する諸規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ保護管理責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は常務理事が指名した職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

当組合のホームページに掲載し、公表・周知を図る。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

(1) 評価

当計画は、PDCAサイクルに沿った運営を行う。年度末に課題や対策等を検討し、翌年度の事業計画に反映させる。

(2) 見直し

第四期実施期間の中間である2026年度に3年間の評価を行い、目標と実績が大きく乖離している場合は、計画の見直しを行う。

以 上